

大学共同利用機関法人自然科学研究機構における随意契約情報の公表に関する取扱いについて

平成18年12月26日
機 構 長 裁 定

大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「本機構」という。）における随意契約について、下記の事項を本機構ホームページに掲載し、公表するものとする。

（１）内容を公表する随意契約

予定価格が1,000万円以上の工事請負契約

予定価格が500万円以上の工事請負契約以外の契約

（２）公表の主な事項

物品等又は役務の名称及び数量

発注者の名称、氏名及び所在地

契約を締結した日

契約の相手方の氏名及び住所

契約金額

随意契約によることとした理由

（３）公表時期

公表は、随意契約を締結した日の属する四半期ごとにとりまとめ、当該四半期経過後72日以内に行う。

（４）公表期間

公表は、随意契約を締結した日の翌日から起算して1年が経過する日まで行う。

（５）内容を公表しない随意契約

本機構の行為を秘密にする必要があるもの及び科学研究費補助金等の経理の委任を受けて契約を行うものは、公表の対象としないものとする。

（６）その他

公表は、平成19年1月1日以降の随意契約を対象とする。